

令和2年度法務省行政事業レビューの実施方法の変更について

令和2年6月30日

法 務 省

令和2年度における法務省行政事業レビューについては、「令和2年度法務省行政事業レビュー行動計画」（本年4月20日策定。以下「行動計画」という。）に基づき実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症への対応状況や令和3年度の概算要求提出期限が「8月31日まで」から「9月30日まで」に1か月延長されたことを踏まえ、行動計画で定めた一部の実施方法について、下記のとおり変更するものとします。

なお、その他の各取組についても、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

記

1 公開プロセス（行動計画第3.3等）

公開プロセス（事前勉強会など公開プロセスに関する取組は、全て含む。）については、令和2年度においては実施せず、先送りするものとする。

なお、今回先送る公開プロセスの扱いについては、新型コロナウイルス感染症への対応収束の後、改めて検討する。

※ 公開プロセス以外の外部有識者による事業点検は、実施します。

2 中間公表の期限（行動計画第3.1(1)エ(イ)、第3.1(2)エ）

レビューシートの中間公表の期限については、「7月上旬まで」から「8月上旬まで」に変更するものとする。

※ レビューシート及び概算要求への反映状況調書の最終公表（行動計画第3.6(1)及び(2)）についても、当初計画していた期限（9月上・中旬まで）から1か月延長するものとなりますが、これらの最終公表の期限は、行動計画では、「概算要求の提出期限の1週間後」等と定められているため、行動計画の規定上の変更は、ありません。